

地震・台風等による災害に対する非常措置について

本校におきましては、京都市域(学校所在の西京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区)に震度5弱以上の地震があった場合や京都市域(「京都南部」「京都・亀岡」)に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合は以下の措置をとらせていただきます。

今後、地震(震度5弱以上)が発生したり、台風が接近したりすることがありましたら、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に注意していただきますようお願いいたします。

(「大雨警報」や「洪水警報」の場合は、休業とはいたしません。)

- ・「大雨警報」「洪水警報」が発表されている場合であっても、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で「避難勧告」や「避難指示(緊急)」が発令されている場合や可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休業となる場合があります。その場合には、すぐーる配信やホームページで最新の情報をお知らせしますので、ご確認をお願いします。
- ・給食の準備が進んでいる時は、給食を食べてから下校する場合があります。
- ・暴風警報の発令が予想される日は、その日の保護者の方の動き(家に在宅、外出するが、〇時までには帰宅する、など)をお子さんとお確かめください。

年度当初に担任へ提出された情報(緊急時下校カード)を控えておいてください。

家庭用控え

名前 _____

- ① 集団下校をする。
(ア) いつもの登校班で、自宅に下校する。
(イ) いつもと違う登校班で、自宅以外の場所に下校する。
下校する場所・町名 ()
連絡先 名前 ()
電話番号()
 - ② 迎えに行くまで、学校で待機をする。
緊急時連絡先 名前 ()
電話番号()
- ◆その他()

令和8年度保存版

【地震】に対する非常措置について

状 況	措 置	内 容
登校前に 「震度5弱以上の地震」 発生した場合	臨時休業	<p>◇ 次の登校日は、臨時休業になります。</p> <p>・下校時から夜の午前0時まで発生した場合…「翌日」臨時休業 例:5月14日(木)午後11時に発生した場合は、翌15日(金)は臨時休業。</p> <p>・午前0時から、登校までに発生した場合…「当日」臨時休業 例:5月15日(金)午前2時に発生した場合は、当日15日(金)は臨時休業。</p> <p>・土日祝日などの休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業とする。 例:5月15日(金)午後5時に発生した場合は、18日(月)は臨時休業。 ※ただし、安全が確保でき、授業等を実施する場合は、すぐメール配信やホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。</p>
在校中(登校後)に 「震度5弱以上の地震」 発生した場合	学校に 留め置き ↓ 引き渡し	<p>◇途中で<u>授業を中止し、臨時休業</u>とします。</p> <p>※下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、保護者に引き渡し、帰宅します。</p> <p>※<u>集団下校は行いませんので、必ず保護者などの迎えが必要です。</u> (児童の待機が長時間にならないようできるだけ早く迎えに来てください)</p> <p><u>(「暴風警報」発令時と対応が異なります。ご注意ください。)</u></p>

【暴風警報】に対する非常措置について

状 況	措 置	内 容
登校前に 発令された場合	「暴風警報」が 解除される まで自宅待 機	<p>◇「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。</p> <p>◇「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。</p> <p>・午前7時までに解除になった場合 →いつも通り集団登校にて登校(平常授業 ※給食あり)</p> <p>・午前9時までに解除になった場合 →3校時(午前10:30)から始業 (集団登校にて午前10:20頃の到着になるように登校※給食あり)</p>

		<p>・午前11時までに解除になった場合 →午後1:30から始業 ※給食は中止 (集団登校にて午後1:20頃の到着になるように登校 ※給食なし)</p> <p>・午前11時現在、警報発令中の場合 →臨時休業</p>
<p>在校中(登校後)に 発令された場合</p>	<p>緊急時下校カ ードに書かれ た方法で下 校</p>	<p>◇授業を中止して、臨時休業とします。</p> <p>※下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、緊急時下校カードに書かれた方法で下校をします。</p> <p>※緊急時下校カードの「下校方法」を「迎えに行くまで、学校で待機をする」を選んだ方については学校待機となりますので、児童の待機が長時間にならないようできるだけ早く迎えに来てください。</p> <p>※集団下校での帰宅が危険と判断する場合は、保護者の方と連絡がとれるまで児童全員を学校に留め置く場合もあります。</p>

【特別警報】に対する非常措置について

状 況	措 置	内 容
<p>登校前に 発令された場合</p>	<p>「特別警報」が 解除される まで自宅待 機</p>	<p>◇「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。</p> <p>◇「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。</p> <p>・午前0時までに解除になった場合 →午後1:30から始業 ※給食は中止 (集団登校にて午後1:20頃の到着になるように登校 ※給食なし)</p> <p>・午前0時現在、特別警報発令中の場合 →臨時休業</p>
<p>在校中(登校後)に 発令された場合</p>	<p>緊急時下校カ ードに書かれ た方法で下 校</p>	<p>◇授業を中止して、臨時休業とします。</p> <p>※下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、緊急時下校カードに書かれた方法で下校をします。</p> <p>※緊急時下校カードの「下校方法」を「迎えに行くまで、学校で待機をする」を選んだ方については学校待機となりますので、児童の待機が長時間にならないようできるだけ早く迎えに来てください。</p> <p>※集団下校での帰宅が危険と判断する場合は、保護者の方と連絡がとれるまで児童全員を学校に留め置く場合もあります。</p>

※地震・台風等による災害に対する非常措置が必要な場合は、すぐ一斉配信やホームページにより連絡をいたします。原則、電話での問い合わせはお控えください。